

船舶事故調査報告書

平成27年6月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成27年2月7日 20時30分ごろ
発生場所	舞浜大橋南方の旧江戸川河口 15号地南信号所から真方位052°4,400m付近 （概位 北緯35°38.30′ 東経139°52.38′）
事故調査の経過	平成27年2月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ^{いわたいわとし} 岩田岩利、19トン 235-30540千葉、個人所有 11.95m (Lr) × 4.48m × 1.10m、FRP ディーゼル機関、180.20kW、平成5年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年2月14日 免許証交付日 平成26年6月4日 （平成32年2月13日まで有効） 乗組員A 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年8月2日 免許証交付日 平成23年7月11日 （平成28年8月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（乗組員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、屋形船で、船長、乗組員A、乗組員B及び乗組員Cが乗り組み、乗客16人を乗せ、旧江戸川の浦安橋近くの係留地を平成27年2月7日18時30分ごろ出発し、毎日開催される打ち上げ花火を見物させようとして、舞浜大橋南方の旧江戸川河口右岸寄りに錨泊した。 船長は、打ち上げ花火が上がらないので、小雨で中止になったと思い、係留地に戻ることにし、錨を上げるために乗組員Aを船首部の配置につけた。

	<p>船長は、操舵室の天井開口部から上半身を出して操舵に当たり、乗組員Aが船首側の屋根の上に顔を出し、右手を挙げて合図する声が聞こえたので、いつものように錨に付いた泥を洗い流せる位置まで錨を巻き上げ終えたものと思い、主機を前進にかけ、旧江戸川の中央部付近に向けて動き始めた。</p> <p>船長は、同じ姿勢で操船を続けていたところ、20時30分ごろ、船首方から叫び声が聞こえたので、乗組員Aに声を掛けたが、乗組員Aから応答がなく、乗組員Bが右舷方に乗組員Aを見付けた様子を見て、海面上に乗組員Aを認めた。</p> <p>船長は、主機を止めて乗組員Cと操船を交替し、錨の状態を見ようと船首部に移動して錨が落下していることを認め、伸出している錨索を巻いたところ、乗組員Aが錨索に引っ掛かって沈んだかのように見えたので、錨索を伸ばし、錨索がプロペラに絡まないよう包丁で切断した。</p> <p>乗組員Bは、客室の船首側に備えられていた救命胴衣2着を順に乗組員Aに向けて投げたところ、2つ目の救命胴衣が乗組員Aの右手に当たり、乗組員Aが掴んだように見えたが、乗組員Aにそれ以上の動きは見られなかった。</p> <p>本船は、乗組員Cが操船して乗組員Aに近づき、船尾付近に接近した乗組員Aが海面下に沈んでいるところを見て一時的に前進をかけ、浮き上がった乗組員Aを乗客の手を借りて船内に引き上げた。</p> <p>乗組員Aは、乗客によって人工呼吸及び心臓マッサージが施され、本船が葛西臨海公園の棧橋に着いた後、救急車で搬送された病院で死亡が確認され、その後、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 北、風速 約4.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、水温 約9℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、中央部に客室、船尾に操舵室及び調理場が配置され、船首部に直径約20mm、長さ約50mの合成繊維製の錨索が付いた重さ約25kgの錨を備えていた。</p> <p>本船は、本事故当時、船首部の作業で使用する救命胴衣が客室船首側の壁に備えられており、船首部の上方に作業灯が点灯していた。</p> <p>船長は、ふだん、船首部の配置について乗組員から錨に付いた泥を洗い流せる位置まで錨索をウィンチで巻き上げてたつに固定した合図を受け、主機を前進にかけて錨の泥を洗い流した後、主機を中立としてから錨を上げるよう同乗組員に指示し、同乗組員から錨を上げた旨の合図を受けてから係留地に向かっていた。</p> <p>船首部の両舷ブルワーク上面から海面までの高さは、約1.1mであった。</p> <p>船長は、本事故時、付近には航行中の他船を認めず、船体の揺れも</p>

	<p>感じなかった。</p> <p>乗客は、本事故当時、客室にいた。</p> <p>本船は、本事故時が今年初めての運航で、前年の運航回数は10回程度であった。</p> <p>乗組員Aは、約25年前から休日のみ投錨及び揚錨などの作業を手伝っていて、作業経験は豊富であった。</p> <p>乗組員Aは、持病がなく、服用していなかった。</p> <p>乗組員Aは、本事故時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>乗組員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、舞浜大橋南方の旧江戸川河口付近において、錨に付いた泥を落とす際、船首部で揚錨作業を行っていた乗組員Aが、落水したことから、死亡するに至ったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が舞浜大橋南方の旧江戸川河口付近において、錨に付いた泥を落とす際、船首部で揚錨作業を行っていた乗組員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴露甲板で作業する際に救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

